

自治管理と監督の関係について考察してみると、法律は自治管理機関に対して形成の自由を与えていないという結論に達せざるを得ない。これに関しては、監督官庁の狭量が非難されるべきではなくして、立法者に対して次のような勧告がなさるべきである。「形成の自由を与えよ。」と。

Dr. Dieter Krauskopf; Soziale Selbstverwaltung und staatliche Aufsicht, *Selbstverwaltung der Ortskrankenkassen*, Dez. 1971.  
S. 329-335.

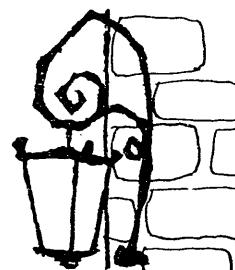
(伊達隆英 健保連)

## 医療従事者の問題

### 医療従事者の数

健康は、われわれの人生の幸福にとって本質的的前提条件である。世界保健機構の要求によって、それは完全に肉体的、精神的、社会的に健在な状態であることとされている。

ところで、保健事業に従事する者への需要は常に増大している。これは、本質的には医



(西ドイツ)

学医術の発展による。とくに看護要員に対する需要は大きい。保健事業におけるサービスの制限ができないかぎり、従事者の不足は重大問題である。すべての市民は、健康の維持・回復のために今日の医学水準に応じたサービスを受ける権利を有する。

1969年12月末現在、93,934人の医師が職業活動をしていた。これは、651人の住民に対

して医師1人の割合になる。学術会議の見解によると、1972年には医師の数は97,000～101,500人になり、住民630～600人に対して医師1人の割合になるとされている。かりに住民630人に対して医師1人の割合で国民の医療が保障されるとすると、1980年には100,100人、1990年には105,000人、2000年には111,600人の医師がおればよいことになる。そうだとすると、向う20年間の後継者の必要数は毎年4,000人となり、これを充たすために4,500人の医科大学新入生が必要となる。ところが、1961年の新入生は5,812人、1969年の新入生は3,029人であった。

また、1969年12月末現在、31,220人の歯科医師が職業活動していた。したがって、住民1,960人に対して医師1人の割合であった。学術会議は、住民2,000人に対して歯科医師1人の割合であるべきであるとしているが、そのためには毎年1,520人の歯科卒業生が必要である。また、歯科入学生はもっと多く1,900人必要である。ところが実際、1969年の入学生は1,100人であった。このままでいくと6～7年のうちに1:2,000の割合は保た

れなくなるであろう。そしてそれによって国民に対する歯科サービスは後退せざるをえなくなるであろう。このため、この分野の教育の促進がなによりも望まれるところである。

看護分野における人材需要をカバーする問題は、世間できわめて関心の強いものとなっている。現在、約35,000人の看護要員が不足している。連邦政府は、医療施設における看護職の身分の改善のために、職業訓練での看護職についての特別の配慮、教育改革、労働条件および昇進の改善ならびに医療施設におけるパート・タイム労働の促進が焦眉の急とみている。

クリニックでの分娩が増えたことにより、助産婦制度はますます発展してきている。1952年に全分娩の47.4%であった施設での分娩は、1968年には91.6%になった。しかし一方、定着する助産婦の数は年々減少傾向にある。こうしたところから、助産婦法の改正が必要となっている。もっか連邦および州によって新しい法律が準備されている。

#### 医療従事者の養成

医師の養成は根本的な改革を必要とした。養成の合理化および開業についての原則が1970年10月28日の医師免許規則によって打ち立てられた。そして、これによって医師の養成は6年間の大学教育によることになった。従来の医療助手としての予備期間はもはや必要なくなった。したがって、医師の養成年限は短縮されたことになる。これまで医師の養成は、11学期の大学教育と2年間の医療助手期間（1970年1月以降1年間）を必要とした。こうした構造改革により医師の養成は合理化され効果的なものとなった。予備臨床講義は将来5学期から2年間になる。この養成期間の短縮は、学生ができるだけ早く実地臨床教育を開始し、患者と接触すべきであるという判断に立つものである。臨床講義は将来4年間になる。臨床講義の最後の年は医療施設において実地教育が行なわれる。

薬剤師の養成の改革は、1968年6月3日の連邦薬剤師規則によって行なわれた。そして1971年10月1日には新しい薬剤師免許規則が施行された。薬剤師の養成の改革は、調剤技術助手の新設と関係がある。これによって、

薬剤師は将来技術的な業務から解放されることになる。

新たに連邦政府によって提出された「医療における技術助手に関する法律」案は、連邦議会で可決された。これは、技術助手の扱うべきことがらが非常に多くなってきておりから、理化学治療および放射線治療の部門における分業を行なうためである。また、この法律案では獣医療技術助手も規定されている。医療技術助手の養成期間は2年以内とされている。

看護要員の養成は、この分野における変化を考慮して長期的展望に立って行なわれなければならない。

このほか新しい職種の養成が必要となっており、その連邦による統一的な法規定が望まれるところである。また、すべての医療従事者の常時の再教育も欠かせないことはいうまでもない。

Helmut Wegner, Probleme der Heilberufe, *Zeitschrift für Sozialhilfe*, Oktober 1971, S. 291-292.

（石本忠義 健保連）